

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第11号

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

公衆浴場法施行細則（昭和28年香川県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(水質基準) 第5条 略 (1) 略			(水質基準) 第5条 条例第3条第11号の規則で定める水質基準は、次のとおりとする。 (1) 原水は、次の表の左欄に掲げる事項につき同表の中欄に掲げる方法により行う検査において、同表の右欄に掲げる基準に適合するものであること。		
1・2 略			1・2 略		
3 pH値	ガラス電極法	略	3 水素イオン濃度	ガラス電極法又は比色法	略
4 有機物（全有機炭素（TOC）の量）又は過マンガン酸カリウム消費量	全有機炭素計測定法（ <u>有機物（全有機炭素（TOC）の量）</u> ） 滴定法（ <u>過マンガン酸カリウム消費量</u> ）	<u>1リットル中3ミリグラム以下であること。</u> 1リットル中10ミリグラム以下であること。	4 有機物等（ <u>過マンガン酸カリウム消費量</u> ）	滴定法	1リットル中10ミリグラム以下であること。
5 大腸菌	特定酵素基質培地法	検出されないこと。	5 大腸菌群	乳糖ブイヨン—ブリリアントグリーン乳糖胆汁ブイヨン培地法又は特定酵素基質培地法	50ミリリットル中に検出されないこと。
6 略			6 略		
(2) 略			(2) 浴槽水は、次の表の左欄に掲げる事項につき同表の中欄に掲げる方法により行う検査において、同表の右欄に掲げる基準に適合するものであること。		
1 略			1 略		
2 有機物（全有機炭素（TOC）の	全有機炭素計測定法（ <u>有機物（全有機炭素（</u>	<u>1リットル中8ミ</u> <u>リグラム以下であ</u>	2 有機物等（ <u>過マンガン酸カリウム</u>		

量)又は過マンガン酸カリウム消費量	TOC)の量) 滴定法(過マンガン酸カリウム消費量)	ること。 1リットル中25ミリグラム以下であること。
3 大腸菌群(グラム陰性の無芽胞性の桿菌であって、乳糖を分解して酸とガスを形成する全ての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。)	下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年厚生省、建設省令第1号)別表第1の(2)の項及び(3)の項に掲げる方法(ただし、試料は希釈せずに使用することとする。)	略
4 略		

2 略

(遊離残留塩素濃度)

第6条 条例第5条第9号の規則で定める遊離残留塩素濃度は、通常1リットル中0.4ミリグラム程度のもので、かつ、最大1リットル中1.0ミリグラムを超えないものとする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

消費量)	滴定法	1リットル中25ミリグラム以下であること。
3 大腸菌群	下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年厚生省、建設省令第1号)第6条に規定する方法	略
4 略		

2 略

(遊離残留塩素濃度)

第6条 条例第5条第9号の規則で定める遊離残留塩素濃度は、通常1リットル中0.2ミリグラム以上0.4ミリグラム以下のもので、かつ、最大1リットル中1.0ミリグラムを超えないものとする。